

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年10月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県規則第46号

香川県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

香川県営住宅条例施行規則（昭和39年香川県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 略</p> <p>(1) <u>30歳以上の者（59歳以下の者にあつては、特に住居に困窮している者として知事が認めるものに限る。）</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。<u>第8条の2第10号</u>において同じ。）でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。<u>第8条の2第11号</u>において同じ。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。<u>第8条の2第10号</u>において同じ。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 略</p> <p>(条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合)</p> <p>第4条の2 略</p>	<p>(条例第6条第1項に規定する規則で定める者)</p> <p>第3条の2 条例第6条第1項に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。</p> <p>(1) <u>60歳以上の者</u></p> <p>(2)～(7) 略</p> <p>(8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。）第1条第2項に規定する被害者（配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者を含む。<u>第8条の2第9号</u>において同じ。）でア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。<u>第8条の2第10号</u>において同じ。）の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。）の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していない者</p> <p>イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項（配偶者暴力防止等法第28条の2において準用する場合を含む。<u>第8条の2第9号</u>において同じ。）の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>(9) 略</p> <p>(条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合)</p> <p>第4条の2 条例第6条第1項第3号アに規定する規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(1) <u>入居者又は同居者に障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で</u></p>

(1) 入居者又は同居者に第3条の2第2号から第4号まで、第6号又は第7号に該当する者がある場合

(2)・(3) 略

(条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める金銭)

第4条の3 条例第6条第1項第5号に規定する規則で定める金銭は、県営住宅の家賃、駐車場使用料並びに県営住宅等に係る修繕に要する費用及び損害賠償金とする。

(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得)

第5条 略

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 略

(1)～(3) 略

(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)

第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の状態にある者として記載されている者が属する世帯

(5) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の市長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者が属する世帯

(6)～(13) 略

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

次に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ次に定める障害の程度であるものがある場合

ア 身体障害 第3条の2第2号アに規定する程度

イ 精神障害 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度

ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度

(2) 入居者又は同居者に第3条の2第3号、第4号、第6号又は第7号に該当する者がある場合

(3)・(4) 略

(条例第6条の2第1号に規定する規則で定める所得)

第5条 略

(条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるもの)

第8条の2 条例第8条の3第1項に規定する規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)～(3) 略

(4) 都道府県知事又は地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の市長から療育手帳(知的障害者の福祉の充実を図るため、児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障害と判定された者に対して支給される手帳で、その者の障害の程度その他の事項の記載があるものをいう。)の交付を受けている者で当該手帳に記載されている障害の程度がA又は㊸と判定されている者が属する世帯

(5)～(12) 略

(入居の許可の申請)

第8条の4 略

- 2 略
3 略

- (1) 略
(2) 第8条の2第4号に該当する場合 精神障害者保健福祉手帳の写し
(3) 第8条の2第5号に該当する場合 療育手帳の写し
(4) 第8条の2第6号に該当する場合 福祉事務所長又は市町村長の証明書
(5) 第8条の2第7号に該当する場合 入居を予定する者全員の戸籍謄本
(6) 第8条の2第10号に該当する場合 裁判所の保護命令決定書の写し
(7) 第8条の2第11号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書
(8) 第8条の2第12号に該当する場合 母子生活支援施設又は婦人保護施設の長の証明書
(9) 第8条の2第13号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(承継入居の承認)

- 第11条 略
2 略

- (1) 略
(2) 当該入居者が条例第25条第1項第1号から第11号までのいずれかに該当する者であったとき。
(3) 略

(家賃等の納入方法)

- 第16条 県営住宅の家賃、敷金、県営住宅等の修繕に要する費用及び駐車場使用料は、納入通知書により納入するものとする。

(同居の承認)

- 2 略

- 3 条例第8条の3第1項の規定により知事の登録を受けて入居予定者となった者が第1項の申請書を提出する場合は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添付しなければならない。

- (1) 略
(2) 第8条の2第4号に該当する場合 療育手帳の写し
(3) 第8条の2第5号に該当する場合 福祉事務所長又は市町村長の証明書
(4) 第8条の2第6号に該当する場合 入居を予定する者全員の戸籍謄本
(5) 第8条の2第9号に該当する場合 裁判所の保護命令決定書の写し
(6) 第8条の2第10号に該当する場合 婦人相談所等の長の証明書
(7) 第8条の2第11号に該当する場合 母子生活支援施設又は婦人保護施設の長の証明書
(8) 第8条の2第12号に該当する場合 知事が必要と認める書類

(承継入居の承認)

- 第11条 略

- 2 知事は、次の各号（特定公共賃貸住宅にあつては、第1号を除く。）のいずれかに該当するときは、条例第11条第1項の承認をしてはならない。ただし、当該承継者が病気がかかっていることその他特別の事情があることにより当該承継者が引き続き県営住宅に居住することが必要であると認めるときは、この限りでない。

- (1) 略
(2) 当該入居者が条例第25条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当する者であったとき。
(3) 略

(家賃等の納入方法)

- 第16条 県営住宅の家賃、敷金及び駐車場使用料は、納入通知書により納入するものとする。

(同居の承認)

第19条 略

2 略

(1)・(2) 略

(3) 当該入居者が条例第25条第1項第1号から第11号までのいずれかに該当するとき。

(4)～(6) 略

(住宅の明渡しの届出)

第22条 略

(条例第29条第3項に規定する証票)

第23条 略

(条例第29条の2に規定する規則で定める者)

第24条 条例第29条の2に規定する規則で定める者は、条例第6条第2項若しくは第3項の規定の適用を受ける者又はその同居者とする。

(駐車場の使用の許可の申請等)

第25条 条例第30条第1項において読み替えて準用する条例第8条の4の規定による使用の許可の申請は、県営住宅駐車場使用許可申請書(第17号様式)を知事に提出して行わなければならない。

2 第17条の規定は、条例第30条第2項において読み替えて準用する条例第18条第2項の規定による届出について準用する。

3 第21条の規定は、条例第30条第2項において読み替えて準用する条例第

第19条 略

2 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、条例第21条第2項の承認をしてはならない。ただし、入居者が病気にかかっていることその他特別の事情があることにより同居させようとする者を当該県営住宅に居住させることが必要であると認めるときは、この限りでない。

(1)・(2) 略

(3) 当該入居者が条例第25条第1項第1号から第9号までのいずれかに該当するとき。

(4)～(6) 略

(住宅の明渡しの届出)

第22条 略

(県営住宅管理人の職務)

第23条 条例第27条第2項に規定する県営住宅管理人は、次に掲げる職務を行わなければならない。

(1) 県営住宅の家賃又は駐車場使用料の納入通知書の交付に関すること。

(2) 県営住宅の入居又は明渡しの確認及び報告

(3) 県営住宅等の破損箇所の発見及び報告

(4) 前3号に掲げるもののほか、県営住宅の管理上必要な事項

(条例第29条第3項に規定する証票)

第24条 略

(駐車場の使用許可の申請)

第25条 条例第30条第1項の許可を受けようとする者は、県営住宅駐車場使用許可申請書(第17号様式)を知事に提出しなければならない。

22条ただし書の承認を受けようとする者について準用する。

4 条例第30条第2項において読み替えて準用する条例第24条の規定による届出は、県営住宅駐車場明渡届（第17号様式の2）を知事に提出して行わなければならない。

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄 年 月 日

一般入居用 (抽選のみ)
 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
 登録入居 (登録できる世帯のみ)

申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
 申込者に県税の滞納がない。
 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住宅名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者 住所 〒□□□-□□□□

ふりがな 氏名 電話番号 携帯 () ー () ー () ー ()

自宅・勤務先・その他 ()

世帯構成	ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
同居しようとする親族				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込 30歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者等
 引揚者 ハンセン病 配偶者等からの暴力被害者 犯罪被害者等

裁量階層世帯 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
 6 ハンセン病世帯
 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

備考 1 該当する項目の□にL印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 3 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

(裏面)

略

第1号様式 (第7条、第8条の3関係)

(日本工業規格A列4番)

(表面)
県営住宅入居申込整理票

香川県知事 殿

申込者の確認欄 年 月 日

一般入居用 (抽選のみ)
 抽選後落選の場合登録する。(登録できる世帯のみ)
 登録入居 (登録できる世帯のみ)

申込者が成人であり、同居しようとする親族がいる。
 世帯収入が基準内である。
 住宅に困っている。(裏面に詳細記入)
 申込者に県税の滞納がない。
 持家 (申込者本人名義又は同居しようとする者名義のもの) がない。
 香川県内の公営住宅等に住んでいない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
 申込者及び同居しようとする親族が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
 申込者及び同居しようとする親族が暴力団員でない。

申込住宅	住宅名	棟・号	住宅分類
	団地	棟 号	

申込者又は同居しようとする親族が暴力団員であるときは、入居の決定がなされなくても、又は入居の決定を取り消されても異議がないことを誓約します。暴力団員であるか否かの確認のため警察本部へ照会がなされることに同意します。

申込者 住所 〒□□□-□□□□

ふりがな 氏名 電話番号 携帯 () ー () ー () ー ()

自宅・勤務先・その他 ()

世帯構成	ふりがな氏名	続柄	年齢	生年月日	障害	その他
同居しようとする親族				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦
				明・大・昭・平 年 月 日	<input type="checkbox"/> 普障 <input type="checkbox"/> 特障	<input type="checkbox"/> 寡夫 <input type="checkbox"/> 寡婦

単身申込 60歳以上 障害者 戦傷病者 原爆被爆者 生活保護受給者等
 引揚者 ハンセン病 配偶者等からの暴力被害者 犯罪被害者等

裁量階層世帯 1 60歳以上の世帯又は60歳以上及び18歳未満の世帯 2 障害者世帯
 3 戦傷病者世帯 4 原爆被爆者世帯 5 引揚者世帯
 6 ハンセン病世帯
 7 小学校就学の始期に達するまでの者が属する世帯

備考 1 該当する項目の□にL印を記入し、又は該当する項目に○を付けてください。
 2 太枠内に記入漏れがないことを確認してください。記入されていない場合は受付はできません。また記載内容が事実と異なる場合は、入居予定者に決定されても入居することはできません。
 3 裁量階層世帯に該当するとして○を付けた方が入居予定者に決定された場合で入居の審査の際にこれに該当しないと認められたときは、一般世帯扱いとなります。

(裏面)

略

第15号様式 (第22条関係)

(日本工業規格A列4番)

県営住宅明渡届

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり県営住宅を明け渡しますので届け出ます。

明渡予定年月日	年 月 日		
移 転 先	〒 (電話番号)		
敷金の納入年月日 及び金額	年 月 日	円	

備考 1 太枠内は、記入しないでください。

2 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

入居者番号	住宅コード											
氏名					退去年月日				移転先住所及び電話番号			
カナ					年号	年	月	日				

第16号様式 (第23条関係)

略

第15号様式 (第22条関係)

(日本工業規格A列4番)

県営住宅明渡届

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 (電話番号)
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり県営住宅を明け渡しますので届け出ます。

明渡予定年月日	年 月 日		
移 転 先	〒 (電話番号)		
敷金の納入年月日 及び金額	年 月 日	円	

備考 太枠内は、記入しないでください。

入居者番号	住宅コード											
氏名					退去年月日				移転先住所及び電話番号			
カナ					年号	年	月	日				

第16号様式 (第24条関係)

略

第17号様式（第25条関係）

（日本工業規格A列4番）

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 （電話番号 ）
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

駐車場使用者	入居者との続柄		
使用する区画	団地		区画
使用開始年月日	年 月 日		
駐車する自動車	車名	登録番号	
駐車場を必要とする理由			

- 備考 1 自動車検査証の写し（新規登録の場合にあつては、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類）を添付してください。
- 2 駐車する自動車は、定められた区画（2.2m×5m）内に安全に駐車できる大きさのものにしてください。
- 3 該当する項目の□にㄥ印を記入してください。
- 4 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

申請者の確認欄

- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃・駐車場使用料・退去修繕費・損害賠償金を滞納していない。
- 駐車場使用者及び同居している者が県営住宅の家賃等に滞納がある者と、その未払となっている期間に配偶者として同居していた事実はない。
- 駐車場使用者及び同居している者が暴力団員でない。
- 駐車場使用者が、香川県営住宅条例第25条第1項各号（第3号を除く。）のいずれかに該当する入居者でなく、かつ、当該入居者と同居していない。

第17号様式（第25条関係）（日本工業規格A列4番）

県営住宅駐車場使用許可申請書

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室
 （電話番号 ）
 入居者 氏名 ㊟

次のとおり駐車場を使用したいので申請します。

駐車場使用者	入居者との続柄		
使用する区画	団地		区画
使用開始年月日	年 月 日		
駐車する自動車	車名	登録番号	

- 備考 1 自動車検査証の写し（新規登録の場合にあつては、売買契約書の写し及び車体の大きさ等が確認できる書類）を添付してください。
- 2 駐車する自動車は、定められた区画（2.2m×5m）内に安全に駐車できる大きさのものにしてください。
- 3 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第17号様式の2 (第25条関係)

(日本工業規格A列4番)

県営住宅駐車場明渡届

年 月 日

香川県知事 殿

県営住宅 団地 棟 号室

(電話番号)

入居者 氏名 印

次のとおり駐車場を明け渡しますので届け出ます。

明け渡す区画	団地 区画
明渡予定年月日	年 月 日
明渡しの理由	

備考 氏名の記載を自署で行う場合は、押印を省略することができます。

第18号様式 (第26条関係)

略

第18号様式 (第26条関係)

略

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第3条の2第1号、第4条の2及び第1号様式の改正規定並びに同条の次に1条を加える改正規定は平成30年12月1日から、第11条及び第19条の改正規定は平成31年4月1日から施行する。
- 2 改正前の第15号様式及び第17号様式による用紙は、当分の間、修正して使用することができる。